

「西尾市手話言語条例（案）」に対するパブリックコメント結果

① 意見の募集期間

令和元年9月17日～令和元年10月17日

② 意見の提出状況（総数 6人 29件）

・福祉課へ持参 3人（6件） ・FAX 2人（22件） ・メール 1人（1件）

③ 意見と意見に対する考え方

※全般的に、個別施策に関する要望を多数いただきました。この条例は、施策を行う上で基本となる方針を定めるものであり、施策の具体的な内容については、条例をふまえて別に検討していきます。ご意見が直接条文の修正に関わらない場合は、「原案のとおり」としています。

No.	該当箇所	意見	意見に対する市の考え方
1	第6条 第1項	広報にしておに、手話に関するコーナーを掲載しながら「手話」への関心を高めて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> <li>本条文の各号（手話への理解の促進と普及など）に基づき、個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。</li> </ul>
2	〃	ろうあ運動の歴史やデフリンピックについても教材として学ぶ場を設けて欲しい。	
3	〃	市民が関心を持ってもらうために、条例制定記念イベントを開催して欲しい。	
4	〃	ろうの高齢者が地域や施設でも、手話でコミュニケーションができる環境を維持し孤立しないことを望みます。	
5	〃	遠隔手話サービスと電話リレーサービスを取り入れてほしい。	
6	〃	イメージキャラクターを使って手話を広めてほしい。	
7	〃	手話の普及などに向けた「手話ハンドブック」を作成してほしい。	
8	〃	手話の普及方法として、パンフレットを公共施設に置いてほしい。また、市役所内のテレビに手話に関連したDVDを流して欲しい。	

9	第6条 第2項	障害者計画に施策を盛り込むと規定しているが、障害者計画は範囲が広く、深くまで書き込むことができず、薄まってしまう恐れがあるため、手話言語に限った計画を策定して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> </ul> <p>今回、手話言語に特化して条例化することで、ろう者にとって手話の重要性がいっそう際立つことになると考えています。本条文は、手話言語条例に基づく個別の施策について、総合的な障害者福祉計画の中で、その位置づけを明確にしていくことを意図しています。障害福祉施策は、すべての障害者を視野に入れて進めていきますので、手話言語に限定した計画の策定は考えていません。</p>
10	第7条	自立支援協議会の権利擁護部会のワーキングチームにて、協議の場を設けていくか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> </ul> <p>ワーキングチームに限定せず、今後どのような形で協議の場を設けていくかは、関係者の意見を聞きながら考えていきます。</p>
11	第8条	新生児健診等で聴覚の障害が発見された子供の保護者への手話による子育ての情報、あるいはカウンセリングなどの施策を追記すべきだと考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> </ul> <p>本条文中、「相談に適切に対応する体制の整備に努める」に含まれるものと考えます。個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。</p>
12	〃	聴覚障害のある子供と保護者が手話の学習が出来る場所や機会をぜひ作ってほしい。聞こえないとわかった時点で勉強したいと思っても情報がなく、子供（乳幼児）を連れて通えるところもわからなかった。子供の聴覚障害がわかった時、不安しかなくどんなことでも情報が欲しいと思った。保護者同士の交流の場にもなったらいいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> </ul> <p>本条文中、「聴覚に障害のある児童及びその保護者等に対し、手話を獲得するために必要な情報その他の手話に関する情報を提供するよう努める」に基づき、個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。</p>
13	第9条	市立図書館・小中学校図書館に手話に関する本を増やして欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおりとします</li> </ul> <p>本条文中、「市民が身近な場所で手話を学ぶことのできる環境の整備」</p>
14	〃	小さい頃から学校などで手話を勉強する時間や触れる機会を作ってほしいのはもちろんだが、手話を勉強するのは1度きりではなく、継続して行われたり、興味を持った子がその後も勉強出来るような環境を作ってほしい。またろうの方の話を聞くことも勉強になると思う。手話以外でもどういう方法なら伝わるか、日常生活で不便な事を知ることでも聴覚障害を理解することに繋がると思う。	<p>に基づき、個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。</p>

15	第10条 第2項	地域生活支援拠点等に求められる相談機能において、手話を必要とするろう者でも安心して相談できるようにして欲しい。	・原案のとおりとします 本条文中、「手話通訳者の積極的な派遣、手話を必要とする者からの相談に的確に応じるための体制の充実等に努める」に基づき、個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。
16	〃	手話通訳が聞こえる者からも事業者からも依頼できるようにしてほしい。	
17	第10条 第3項	職員に対し手話に関する研修について、職員有志が全国手話検定試験を受験して欲しい。 上の級を目指すなど意欲的です。こうしたチャレンジの輪が西尾市に広がることを願っています。	・原案のとおりとします 職員研修は、まずは多くの職員があいさつ等を手話でかわすことができ、当事者の方に親しまれることを目標にしています。今後とも職員の手話への理解と技能の習得に向けて、研鑽に努めていきます。
18	第10条 第4項	ろう者の福祉避難所の設置をしてほしい。 災害時の情報保障として、地域に住んでいるろう者を把握し、災害時に対応して欲しい。手話だけではなく、目で見えるサインなど多様な支援が必要ではないか。	・原案のとおりとします 避難所にはコミュニケーションボードを配置するなど、目で見えるサインを用意しております。今後も、避難所における、ろう者も含めて障害者のコミュニケーション支援のあり方を考えていきます。なお、福祉避難所は、介護度が高いなど心身の状況から一般の避難所の環境では生活困難な方を対象としています。
19	第11条	市で主催する手話奉仕員養成講座の受講料は無料であるが、テキスト代は実費となっている。テキスト代も市で補助して欲しい。	・原案のとおりとします 本条文中、「手話通訳者の確保、養成」に努めていきますが、他の市民講座等との公平性を保つため、テキスト代の補助は今のところ考えていません。
20	〃	「通訳者の処遇改善」については「通訳者の身分保障等の処遇改善」にして条文化して欲しい。	・原案のとおりとします 身分保障については定義があいまいであり、条文化はしませんが、本条文中、「手話通訳者の拡充及び処遇改善に努める」ことにより、通訳者の身分と雇用の安定につながると考えます。
21	第12条	小中学校で福祉実践教室（手話学習）や、夏休み子ども手話教室などを積極的に実施して欲しい。	・原案のとおりとします 本条文中、「学校等において…(略)…手話について学ぶ機会を提供するよう努める」に基づき、個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。

22	〃	<p>手話言語条例(案)について、早期に成立を願っております。</p> <p>問題は、施行後市はどのように聴覚障害の方にとって住みよいコミュニケーションの環境づくりをしていくかです。</p> <p>現在は、手話通訳士が不足しているのはもちろん、学校での教育の場でどのように手話を学んでいくのか。また、手話以外のコミュニケーション（要約筆記やメール）についても。</p> <p>小さい頃から活字によるコミュニケーションは、感情表現に乏しいということを学ぶ環境づくりをすることにより、相手はどのような気持ちなのか考えていくことにもつながるかもしれません。</p> <p>学校教育は近年プログラミングのカリキュラムの導入もあると思いますが、タブレットの導入を検討していただきたいです。（各学校に数台からでも）</p> <p>タブレットに音声認識、筆談機能のついたコミュニケーションアプリの活用も視野に入れ、学校教育において、社会の場が聴覚障害だけでなく、どのような人であっても通じあえる社会のありかたを広げていってほしいからです。</p> <p>早期の検討よろしく申し上げます。</p>	<p>(同上)</p> <p>※今回の条例につきましては、手話言語の理解と普及を目的とした条例ですので、その他の手法については言及しませんが、今後、聴覚障害者を含む障害者福祉を推進していく上で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>
23	第13条	<p>市民病院に手話のできる看護師を増やして欲しい。</p>	<p>・原案のとおりとします</p> <p>本条文中、「医療施設及び…(略)…において手話を使用しやすい環境を整備するため、これらの施設に対し、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置」に基づき、受診時の手話通訳者派遣等が円滑に行われるよう努めていきます。個別の施策はご意見を参考にさせていただきます。</p>
24	〃	<p>西尾市立看護専門学校に手話のカリキュラムを取り入れて欲しい。（必須科目として習得させて欲しい。）</p>	<p>（この項目は23番目と重複する内容のため、ここでは記載しません。）</p>

25	その他	愛知県聴覚障害者協会が実施した愛知県聴覚障害児・者の暮らし実態調査の結果もあわせて活かしてほしい。	本条例の目的を達成するため、ご意見の調査結果等、様々な情報を参考としながら施策を推進していきます。
26	〃	手話言語条例が制定されると、具体的にどのようなことがいつ実施されるかわからないので、制定後にどんな人でもわかりやすく、周知してもらえるようにしてほしい。	条例制定後は関係者と協議して、具体的な施策を検討していきます。新しい施策につきましては、広報や市のホームページ、市の作成する「西尾の福祉」などで周知を図ります。
27	〃	手話言語条例の制定、期待しています。今後、多くの人々が障害を持った人たちへの関心を寄せ、理解が広がり、ろうの人だけでなく、すべての人が今より暮らしやすくなることを願っています。	ご期待を寄せていただき、ありがとうございます。 手話言語条例の趣旨が多くの皆さんに理解され、暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、障害者福祉のいっそうの充実に向けて、関係者の知恵を寄せ合い、市民の皆さんと協働で施策を推進していきたいと考えています。
28	〃	条例（案）を読みました。ろう者が願っている「ろう者は手話で学び、生活のあらゆる場面で手話を使って暮せる社会を」に向けて、西尾市が大きく前進していくと思います。とても嬉しい気持ちです。	
29	〃	<p>言語条例、大賛成です。</p> <p>娘が聴覚障害で生まれ、ろう学校にも通いました。</p> <p>生まれつき聞こえなくても手話で親子のコミュニケーションをとっていけること、ろう学校で手話で教えてくれて学ぶことができること、手話通訳派遣という制度があること、でも、手話は日本語とは違う言語であること手話を知らないろう者がいること、ろう学校で手話を使ってはいけない時代があったこと、手話はまだ標準語もなく、ろう学校できちんと教えていないこと、こんな大切なことを知るのに時間がかかりました。もっと早く知りたかったです。</p> <p>地域で手話言語条例ができて、いずれ国で手話言語法ができろう者の実際を知ってもらい、コミュニケーションの方法、手話を知ってもらい、手話通訳についても知ってもらい千人に一人の確率で生まれるという先天性聴覚障害の子供が生まれても、すぐに家族も必要な支援を受けることができるように。</p> <p>社会の中で、ろう者も当たり前前に情報を得て、コミュニケーションができ、社会参加できるようになってほしいです。</p>	